

## 株主優待制度の拡充(変更)に関するよくあるご質問について

### ◆ 制度の開始・対象について

#### Q. 新しい株主優待制度はいつから始まりますか？

- ① 2026年3月末日を基準日とする株主優待制度より変更(拡充)となります。
- ② 2026年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された、300株以上保有の株主様を対象に2026年6月発送分(電子付与・送付を含む)より適用されます。

#### Q. 100株保有でも優待は受けられますか？

- ① 新しい制度では、2025年10月に行われた株式分割(分割比率 1:3)を機に、優待特典の対象となる最低保有株数を「300株以上」とさせて頂いております。
- ② 当社株式は100株から保有いただけますので、成長を共に見守っていただき、さらに、300株、1000株と中長期で保有いただくことで、充実した優待特典を最大限にご活用頂きたいと思っております。ぜひこの機会に、未永いご支援をお願い申し上げます。

### ◆ 保有期間と株式分割の扱いについて

#### Q. 自身の保有株数及び保有年数を確認したい。

- ① 証券会社へお問い合わせをお願いいたします。

#### Q. 「2年以上」「5年以上」といった継続保有期間は、どのように判定されますか？

- ① 基準日(毎年3月末日および9月末日)において、「同一株主番号」にて過去に遡り、当社株主名簿に所定の株数の保有記録が継続して記載または記録されている回数で判定します。
  - ・ 2年以上：同一の株主番号が株主名簿に5回以上継続して記載されている方となります。
  - ・ 5年以上：同一の株主番号が株主名簿に11回以上継続して記載されている方となります。

#### Q. 2022年と2025年の株式分割は、過去の保有株数の計算にどう影響しますか？

- ① 株式分割前の保有株式数については、分割比率を乗じて現在の価値に換算(調整)して判定いたします。具体的には、基準日時点での保有株式数に対し、以下の比率を乗じて計算します。
  - ・ 2022年9月30日以前の株数 : 6倍(2分割×3分割)
  - ・ 2022年10月1日~2025年10月10日の株数 : 3倍(3分割のみ反映)
  - ・ 2025年10月11日以降の株数 : 1倍(調整なし)
- ② 例えば、2021年から100株を継続保有していた場合、当時の100株は「100株×6倍=600株」として計算されます。そのため、新制度における「300株以上」の継続保有条件をクリアしているものとして判定されます。

#### Q. 継続保有年数が長くなると、それまでの期間の優待(2年未満のものなど)はもらえなくなりますか？

- ① いいえ、継続保有による優待は、所定の継続期間内の「すべての優待内容」を合算して受けることができます。
- ② 例えば、5年以上保有の条件を満たす場合、「2年未満」「2年以上5年未満」「5年以上」それぞれの優待特典をすべて受け取ることができます。

**Q. 長期保有中に株を買い増して保有区分(ランク)が上がった場合、優待内容はどうなりますか？**

- ① 基本となる「2年未満」の優待内容は、直近の基準日の株数で付与されますが、「2年以上」の長期保有優待については、過去の遡及基準日から継続して条件を満たしている株数で判定されます。
- ② 例えば、分割後換算で 2,700 株を長期保有しており、直近で 300 株買い増して 3,000 株になった場合、基本優待は 3,000 株基準(株主優待割引券 100 枚)となりますが、長期保有優待は 2,700 株基準(1,000 株以上 3,000 株未満の区分)の内容が付与されます。
- ③ 詳細は、『[【株主優待制度 FAQ②】保有株数の増減や株式分割があった場合の優待判定について](#)』をご参照ください。

**◆ 各優待品の詳細・受け取りについて**

**Q. 来店ポイント及び店頭サービス券は廃止となるのか。**

- ① 2026 年 3 月末を基準日とする株主優待制度から、より株主の皆様にとって利用しやすい制度とするため、廃止させていただきます。
- ② なお、2025 年 9 月末を基準日とする株主優待制度につきましては引き続きご利用が可能(有効期限内に限る)となります。

**Q. ノジマポイントを受け取るために必要な手続きはありますか？**

- ① はい、ノジマモバイル会員への事前登録が必ず必要です。
- ② ご登録が無い場合には、ポイントの付与が行えませんので事前にご登録をお願いいたします。
- ③ その他、ノジマポイントなどに関する詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

**Q. カタログギフトはどのような内容ですか？**

- ① 日本各地の逸品をご選択いただき、お届けする内容を予定しております。
- ② なお、2026 年 3 月末を基準日とした初回のカタログギフトについては、「神奈川県の名産品」をお選びいただけるものを予定しております。

**Q. 「年 1 回」付与される優待(カタログギフトやオリジナル商品など)は、いつの基準日で判定されますか？**

- ① 年 1 回の優待付与については、優待品ごとに以下の基準日で判定されます。
  - ◇ カタログギフト : 3 月末日の基準日
  - ◇ ノジマポイント(一部の年1回付与分) : 9 月末日の基準日
  - ◇ オリジナル商品 : 9 月末日の基準日